



秋田県公報

告 示

県管土地改良事業の換地計画の決定（由利総合農林事務所）
 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（教育庁総務課施設整備室）三件
 教育委員会規則
 秋田県立特殊教育学校管理規則の一部を改正する規則（一九・幼児・養護教育課）
 選挙管理委員会告示
 選挙権を有する者の三分の一の数（一〇六）

秋田県告示第八百六十二号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ五第五項の規定に基づき、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲を禁止する。

平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 捕獲を禁止する狩猟鳥獣の種類

キジ及びヤマドリ

二 捕獲を禁止する区域

全県の区域

三 捕獲を禁止する期間

平成十四年十二月二十日から平成十九年十一月十四日までの期間のうち、毎年一月十六日から十一月十四日までの期間

秋田県告示第八百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

目 次

- 告示
 - 狩猟鳥獣の捕獲の禁止（八六二・自然保護課）
 - 保安林の指定解除の予定（八六三・森林整備課）
 - 大規模小売店舗の新設に関する届出（八六四、八六五・商工業振興課）
 - 大規模小売店舗の変更に関する届出（八六六、八六七・商工業振興課）
 - 公共測量終了の通知（八六八・建設管理課）
 - 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（八六九・都市計画課）
 - 道路の供用開始（八七〇・道路環境課）
 - 道路区域の変更及び供用開始（八七一・道路環境課）
 - 道路区域の変更（八七二・道路環境課）
 - 証紙売りさばき人の指定（八七三・会計課）
 - 建築基準法による道路位置の指定（八七四・鹿角建設事務所）
 - 平成十五年歯科技工士試験の実施（八七五・医務薬事課）
- 公告
 - 県の魚の決定（水産漁港課）
 - 平成十四年二級建築士試験の合格者（建築住宅課）
 - 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田総合農林事務所）

郡	森 林 の 所 在 場 所	全 面 積	保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由
市			見 込 み	面積見込み		
大 字			（ヘクタール）	（ヘクタール）		
字						
地 番						
		台 帳				
		（平方メートル）				
		見 込 み				
		（ヘクタール）				

秋田市	新屋町	新町後	二八〇の一 三九〇の一	二、四一九	一・一四一九	一・一四一九	一・一四一九	飛砂の防備	指定理由の消滅
			二八〇の一 四〇〇の一	二、三九一	一・一四一九	一・一四一九	一・一四一九		

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田総合農林事務所並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八百六十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原田昭彦
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ新仁賀保店
由利郡仁賀保町平沢天ヶ町八十二番地外
- (三) 小売業を行う者の氏名及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原田昭彦
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日
平成十五年八月七日
- (五) 店舗面積の合計
千九百九十六平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数
八十四台
- (七) 駐輪場の収容台数
五十三台

- (八) 荷さばき施設の面積
百四十四平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量
四十四・四立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
二十四時間営業
- (十一) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
二十四時間利用可能
- (十二) 駐車場の自動車の出入口の数
二か所
- (十三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 二 届出年月日
平成十四年十二月六日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
仁賀保町役場 産業課
期間
平成十四年十二月二十日から平成十五年四月二十一日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

秋田県告示第八百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ刈和野店
仙北郡西仙北町刈和野字沼田十二 一外
- (三) 小売業を行う者の氏名及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
株式会社大創産業 代表取締役 矢 野 博 文
広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六十
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日
平成十五年八月七日
- (五) 店舗面積の合計
二千五百八平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数
百三十六台
- (七) 駐輪場の収容台数
七十台
- (八) 荷さばき施設の面積
百五十六平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量
三十三・九立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
マックスバリュ東北株式会社

開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌日の午前零時
株式会社大創産業

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時

(一) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(二) 駐車場の自動車の出入口の数
三か所

(三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

二 届出年月日

平成十四年十二月六日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 西仙北町役場 企画振興課

(三) 期間
平成十四年十二月二十日から平成十五年四月二十一日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第八百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハッピータウン横手

横手市横手町字一ノ口十の一外

二 県の意見

意見なし
三 意見を述べた日
平成十四年十二月十二日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
横手市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成十四年十二月二十日から平成十五年一月二十日まで

秋田県告示第八百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

大曲ショッピングセンター

大曲市戸時字錨十七の一外

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十四年十二月十三日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大曲市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成十四年十二月二十日から平成十五年一月二十日まで

秋田県告示第八百六十八号

平成十四年秋田県告示第六百六十六号の公共測量について、平成十四年十一月十五日終了した旨鷹巣町長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類及び名称

仁賀保・金浦・象潟都市計画公共下水道(仁賀保地区衛生施設組合公共下水道)

二 都市計画を変更した土地の区域

(一) 排水区域

追加した部分 仁賀保町両前寺字井戸尻及び字山田下、三森字水上、字御堂森及び字浜田、芹田字高磯、字家ノ後及び字中道、金浦町飛字上竹嶋潟、金浦字海老谷地、字西申田、字鳥長根、字備中、字十二ノ前、字川向及び字笹森
変更した部分 仁賀保町両前寺字谷地及び字狐森、平沢字深谷地、三森字午ノ浜、字上々免及び字沖田、金浦町飛字蕨田、金浦字木の浦山、字上林、字川尻、字堀切、字十二林、字花潟及び字頃田

(二) ポンプ場施設

削除した部分 仁賀保町平沢字長磯及び字深谷地、芹田字中道、金浦町黒川字三岳前、金浦字川向及び前川字久根添、象潟町字矢妻及び字オノ神

三 都市計画の変更年月日 平成十四年十二月二十日

秋田県告示第八百七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間

県道	能代二ツ井線	能代市朴瀬字家後四〇番一から字登家場四七番二九まで
----	--------	---------------------------

- 二 供用開始の期日 平成十四年十二月二十日
- 二 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十四年十二月二十日から平成十五年一月九日まで

秋田県告示第八百七十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

県道	道路の種類		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	路線名				
新	旧	横手大森大内線	横手市横手町二ノ口一〇番地先から二番地先まで	横手市横手町二ノ口一〇番地先から二番地先まで	一一・〇〇〇〇～一三・九〇	〇・〇八八
新	横手大森大内線	B	横手市横手町二ノ口八番地先から二番地先まで	横手市横手町二ノ口八番地先から二番地先まで	六・五〇〇〇～六・五〇	〇・〇四九

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 供用開始の期日 平成十四年十二月二十日
- 二 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年十二月二十日から平成十五年一月九日まで

秋田県告示第八百七十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	路線名				
新	旧	百八号	由利郡烏海町下笹子字上屋敷六二番一から三〇番四まで	〃	一三・〇〇〇〇～一六・〇〇	〇・〇六三

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年十二月二十日から平成十五年一月九日まで

秋田県告示第八百七十三号

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

証紙売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
-----------------	---------	-------

申請者の住所及び氏名 鹿角市花輪字蒼前平七十三番地 有限会社たくみ不動産 代表取締役 服部 誠一	道路の位置の指定箇所 鹿角市花輪字高市向二十六番一、二十六番八、二十六番十四、二十六番十五、二十六番十八	道路の延長 六七・九四メートル	道路の幅員 六・〇メートル	指定年月日 平成十四年十二月十二日
---	---	--------------------	------------------	----------------------

秋田県告示第八百七十四号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

南秋田郡天王町天王字棒 沼台二百八十二 光工業株式会社	南秋田郡天王町天王字棒 沼台二百八十二	平成十四年十二月十二日
-----------------------------------	------------------------	-------------

秋田県告示第八百七十五号

歯科技工士法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条の規定により、次のとおり平成十五年歯科技工士試験を実施するので、歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)第六条の規定に基づき、公告する。
平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

- (一) 日時
 - (2)(1) 学説試験 平成十五年二月十八日(火)午前九時から午後四時まで
 - (2)(2) 実地試験 平成十五年二月十九日(水)午前九時から午後三時三十分まで
- (二) 場所
 - (2)(1) 学説試験 みずほ苑(秋田市山王四丁目二番十二号)
 - (2)(2) 実地試験 秋田県歯科医療専門学校(秋田市山王二丁目七番四十四号)

二 試験科目

- (一) 学説試験
 - 歯科理工学 歯の解剖学 顎口腔機能学 有床義歯技工学 歯冠修復技工学
 - 矯正歯科技工学 小児歯科技工学 関係法規
 - 実地試験
 - 歯科技工実技
- (二) 受験資格
 - (一) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
 - (二) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
 - (三) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
 - (四) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が一から三までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

四 受験申込みに必要な書類

(一) 受験願書
履歴書

(二) 受験資格を有することを証する書類

(三) 写真(出願前六月以内に脱帽で正面から撮影した縦九・五センチメートル、横六・五センチメートルのもの)

五 受験願書用紙の交付

(一) 期間

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年一月七日(火)から同月十七日(金)まで

(二) 場所

健康福祉部医務薬事課(秋田市山王四丁目一番一号)

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書きし、八十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

六 受験願書の受付

(一) 平成十五年一月七日(火)から同月十七日(金)までの午前九時から午後五時まで

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(二) 場所

健康福祉部医務薬事課(秋田市山王四丁目一番一号)

郵送の場合は、封筒の表に「歯科技工士試験受験」と朱書きすること。

七 受験手数料

(一) 額
三万六千円

(二) 納付方法

受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成十五年三月七日(金)に県庁正面公告板に合格者の受験番号を掲示する。

九 試験についての問い合わせ先

健康福祉部医務薬事課(〇一八 八六〇 一四二一)

公 告

水産業の振興を図り、県民の水産への理解と親しみを深めるため、県の魚を次のとおり定めたので、公表する。

平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 県の魚 八タ八タ

二 決定年月日 平成十四年十二月六日

平成十四年七月七日及び同年九月二十九日に実施した平成十四年二級建築士試験の結果次の者が合格したので、建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)第十六条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

受験番号

受験番号

受験番号

E	一〇〇一三K	E	一〇〇四九L	E	一〇〇七六K
E	一〇〇一九二P	E	一〇二一七L	E	一〇二二九Y
E	一〇二七一Y	E	一〇二八五Y	E	一〇三四一Y
E	一〇四二一M	E	一〇六一一N	E	一〇六五五R
E	一〇六五六Y	E	一〇六八二P	E	一〇七一R
E	一〇七五三R	E	一〇七六七R	E	一〇七七五Y
E	一〇八〇三Y	E	一〇八四五Y	E	一〇八六一L
E	一〇八七四K	E	一〇九〇〇R	E	一〇九〇一L
E	一〇六四L	E	一〇七八L	E	一一三二Y
E	一一一七五K	E	一一八九K	E	一一九一M
E	一一二二〇Y	E	一一二六八M	E	一二六九N
E	一一二八一L	E	一一二八四P	E	一三三三N
E	一一四八〇P	E	一一五七一P	E	一六一二N
E	一一六五七Y	E	一一七四一Y	E	一一七四九K
E	一一七七七K	E	一一七九二L	E	一一八〇四Y
E	一一九四六L	E	一二一七七L	E	一二一七八M
E	一二二四四R	E	一二二八三M	E	一二四二五P
E	一二四四〇R	E	一二四七五R	E	一二五三〇P
E	一二五四七K	E	一二六二七N	E	一二七三五Y
E	一二七九七L	E	一二八〇六K	E	一二八二一L
E	一二八四八K	E	一二八七七L	E	一二九一九L
E	一二九八四N	E	一三〇一〇L	E	二〇〇〇六P
E	二〇〇四七N	E	二〇〇四八P	E	二〇〇八九N
E	二〇〇九八R	E	二〇一四〇R	E	二〇一四一Y

一	E	二〇一五六K	一	E	二〇一六九Y	一	E	二〇一八二R
一	E	二〇一九六R	一	E	二〇二三八R	一	E	二〇三三三Y
一	E	二〇三三六R	一	E	二〇三六〇L	一	E	二〇三八七K
一	E	二〇三八八L	一	E	二〇四三〇L	一	E	二〇四三一M
一	E	二〇四四五M	一	E	二〇四五八L	一	E	二〇五〇一M
一	E	二〇五五六L	一	E	二〇六〇七N	一	E	二〇六三三L
一	E	二〇六七八P	一	E	二〇六九一N	一	E	二〇七〇五N
一	E	二〇七二〇P	一	E	二〇七三三N	一	E	二〇七七五N
一	E	二〇八一七N	一	E	二〇八五五Y			

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡昭和町豊川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡昭和町豊川上虻川字古井内三十三番地の一	南都	貞二
豊川上虻川字仁山二十四番地の一	佐々木	周二
豊川上虻川字小泉三十九番地	小玉	鉄男
豊川岡井戸字前田十三番地	遠藤	勇一
豊川船橋字深持四十四番地	佐々木	利光
豊川槻木字畑妻四十九番地	佐々木	功
豊川龍毛字八幡田十七番地	澤井	光男
豊川龍毛字観音田五十四番地	澤井	善太郎
豊川山田字八幡下十四番地	大木	庸哉

二 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡昭和町豊川上虻川字新所百十九番地の一	南都	武男
豊川上虻川字仁山二十四番地の一	佐々木	周二
豊川上虻川字島ノ越一番地の一	小玉	達雄
豊川岡井戸字前田十三番地	遠藤	勇一
豊川船橋字深持四十四番地	佐々木	利光
豊川槻木字畑妻四十九番地	川上	勝夫
豊川龍毛字細田五番地	川上	勝夫
豊川龍毛字観音田五十四番地	澤井	善太郎
豊川山田字八幡下十四番地	大木	庸哉

三 退任監事の住所及び氏名			
南秋田郡昭和町豊川上虻川字羽白目六番地	大澤	光儀	
豊川槻木字荒屋八番地の一	澤井	四郎	
豊川龍毛字轄田一番地	澤井	準	
四 就任監事の住所及び氏名			
南秋田郡昭和町豊川上虻川字羽白目六番地	大澤	光儀	
豊川槻木字荒屋八番地の一	澤井	四郎	
豊川龍毛字轄田一番地	澤井	準	

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（大砂川地区担い手育成基盤整備事業）換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年十二月二十四日から平成十五年一月二十八日まで
- 三 縦覧場所 象潟町役場

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 工事名 秋田県立中高一貫教育校（県南地区）建築工事A工区
- (二) 工事場所 横手市大沢地内
- (三) 工事内容
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上三階建て
 - (2) 延床面積 八千四百八十五平方メートル
 - (4) 工期 平成十六年五月三十一日まで
 - (5) 使用する主要な資機材
 - (1) コンクリート 九千六百三十五立方メートル
 - (2) 鉄筋 千四百九トン
 - (3) 鉄骨 二百五十一トン

- (四) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たして
- (一) 共同企業体に関する要件
- (二) 本工事は特定建設工事共同企業体での共同施工とする。
- (三) 共同企業体の結成は、(二)から(四)に定める構成員の資格を満たす者二者による自主結成とする。
- (四) 共同企業体の各構成員の出資比率は十分の二以上とし、そのうち代表者の出資比率は構成員中最大とする。
- (五) 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
- (六) 令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (七) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (八) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を、入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間受けていないこと。
- (九) 秋田県一般競争入札参加者名簿の建築一式工事に登載されていること。
- (十) 特定建設工事共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、次に掲げる要件を満たしていること。
- (十一) 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の建築一式工事の総合評価が千二百五十点以上であること。
- (十二) 平成四年四月一日以降に、元請けとして、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積六千七百平方メートル以上の建築物の工事を施工した実績を有すること(特定建設工事共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。)
- (十三) 次に掲げる基準を満たす者を、本工事に専任で配置できること。
- (十四) ア 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証(建築工事)を有する者であること。
- (十五) イ 平成四年四月一日以降に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積二千五百平方メートル以上の建築物の工事において現場代理人、主任技術者又は監理技術者として専任で従事した経験を有する者であること。

- (一) 構成員は建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の建築一式工事の総合評価が八百六十点以上であること。
- (二) 平成四年四月一日以降に、元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積千五百平方メートル以上の建築物の工事を施工した実績を有すること(特定建設工事共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。)
- (三) 次に掲げる基準を満たす者を、本工事に専任で配置できること。
- (四) ア 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証(建築工事)を有する者であること。
- (五) イ 平成四年四月一日以降に、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積千平方メートル以上の建築物の工事において現場代理人、主任技術者又は監理技術者として専任で従事した経験を有する者であること。
- (六) 特定建設工事共同企業体の構成員は、当該特定建設工事共同企業体以外の特定建設工事共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。
- (七) 入札手続等
- (八) 担当部局
- (九) 一般的事項
- (十) 郵便番号 ○一〇 八五八〇 秋田市山王三丁目一番一号
- (十一) 秋田県教育庁総務課施設整備室施設班 電話 ○一八 八六〇 五一一六
- (十二) 設計図書に関する事項
- (十三) 郵便番号 ○一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (十四) 秋田県建設交通部営繕課教育庁建築物班 電話 ○一八 八六〇 二五八五
- (十五) 契約条項を示す場所
- (十六) (一)に掲げる場所
- (十七) 入札説明書の交付期間及び場所
- (十八) 平成十四年十二月二十四日から平成十五年一月二十八日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに(一)に掲げる場所で交付する。
- (十九) (四) 競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)並びに特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書及び特定建設工事共同企業体協定書の提出期限、場所及び方法
- (二十) 平成十四年十二月二十四日から平成十五年一月九日午後五時までに(一)に掲げる場所に持参の上、一部提出すること。

(五) 入札及び開札の日時及び場所
 平成十五年一月二十九日午後一時三十分 秋田県庁第二庁舎六階 六二会議室
 (秋田市山王三丁目一番一号)
 郵便による入札

(六) 郵送により入札書を提出する場合は、入札に係る工事名及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明書付書留郵便により、平成十五年一月二十八日午後五時までに、(一)に掲げる場所に到着すること。
 なお、電話及びフアクシミリによる入札は認めない。

五 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 見積内訳明細書の提示

入札者は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書(設計図書における本工事費内訳書に準じた内容のものとする。)を提示すること。

なお、見積内訳明細書は、参考資料として提示を求めたものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条各号に掲げる入札又は申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ことがあ

(六)(五) 入札保証金及び契約保証金 免除
 手続における交渉の有無 無

(七) 契約書作成の要否 要
 (八) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 (九) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随
 意契約により締結する予定の有無 無
 (十) 関連情報を入手するための照会窓口 四(一)に掲げる部局
 (十一) この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決され
 たときをもって締結する。

五 概要

Summary

- 1 Subject matter of the contract : Construction work of Akita prefectural Unified Secondary School (Southern Akita District) Area A
- 2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 P.M. 9 January 2003
- 3 The date and time for the submission of tender : 1:30 P.M. 29 January 2003 (By mail, tenders must be submitted by : 5:00 P.M. 28 January 2003)
- 4 Contact point for :

(1) tender documentation concerning general affairs : Facility Maintenance Office, General Affairs Division, Akita Prefectural Board of Education, 3-1-1 Sanno, Akita City, Akita, 010-8580, JAPAN, TEL 018-860-5116
 (2) tender documentation concerning blueprints : Architecture Division, Department of Public Works, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita 010-8570, JAPAN, TEL 018-860-2585

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。
 平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 工事名 秋田県立中高一貫教育校(県南地区)建築工事B工区
- (二) 工事場所 横手市入沢地内
- (三) 工事内容

- (一) 共同企業体に関する要件
- (二) 共同企業体の各構成員の出資比率は十分の二以上とし、そのうち代表者の出資比率は構成員中最大とする。
- (三) 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - (2) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - (3) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を、入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間受けていないこと。
 - (4) 秋田県一般競争入札参加者名簿の建築一式工事に登載されていること。
- (三) 特定建設工事共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の建築一式工事の総合評価が千二百五十点以上であること。
 - (2) 平成四年四月一日以降に、元請けとして、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積四千四百平方メートル以上の建築物の工事を施工した実績を有すること(特定建設工事共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。)
 - (3) 次に掲げる基準を満たす者を、本工事に専任で配置できること。
- (四) 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上三階建て
- (五) 延床面積 五千五百七十八平方メートル
- (四) 工期 平成十六年十一月二十八日まで
- (五) 使用する主要な資機材
 - (1) コンクリート 六千七百七立方メートル
 - (2) 鉄筋 九百二トナ
 - (3) 鉄骨 四百八十五トナ
 - (4) 普通型枠 一万七千二百三平方メートル
 - (5) 打放型枠 一万七百五十三平方メートル
- (二) 予定価格 九億九千三百二十九万五千八百円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (三) 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 共同企業体に関する要件
 - (二) 本工事は特定建設工事共同企業体での共同施工とする。
 - (三) 共同企業体の結成は、(二)から(四)に定める構成員の資格を満たす者三者による自主結成とする。
 - (四) 共同企業体の各構成員の出資比率は十分の二以上とし、そのうち代表者の出資比率は構成員中最大とする。
 - (五) 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - (2) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - (3) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を、入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間受けていないこと。
 - (4) 秋田県一般競争入札参加者名簿の建築一式工事に登載されていること。
 - (六) 特定建設工事共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の建築一式工事の総合評価が千二百五十点以上であること。
 - (2) 平成四年四月一日以降に、元請けとして、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積四千四百平方メートル以上の建築物の工事を施工した実績を有すること(特定建設工事共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。)
 - (3) 次に掲げる基準を満たす者を、本工事に専任で配置できること。

- (一) 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証(建築工事)を有する者であること。
- (二) 平成四年四月一日以降に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積千七百平方メートル以上の建築物の工事において現場代理人、主任技術者又は監理技術者として専任で従事した経験を有する者であること。
- (四) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 構成員は建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の建築一式工事の総合評価が八百六十点以上であること。
 - (2) 平成四年四月一日以降に、元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積千五百平方メートル以上の建築物の工事を施工した実績を有すること(特定建設工事共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。)
 - (3) 次に掲げる基準を満たす者を、本工事に専任で配置できること。
 - ア 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証(建築工事)を有する者であること。
 - イ 平成四年四月一日以降に、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積千平方メートル以上の建築物の工事において現場代理人、主任技術者又は監理技術者として専任で従事した経験を有する者であること。
 - (五) 特定建設工事共同企業体の構成員は、当該特定建設工事共同企業体以外の特定建設工事共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。
- 四 入札手続等
 - (一) 担当部局
 - (二) 一般的事項
 - (1) 郵便番号 〇一〇 八五八〇 秋田市山王三丁目一番一号
 - (2) 秋田県教育庁総務課施設整備室施設班 電話 〇一八 八六〇 五一一六
 - (3) 設計図書に関する事項
 - (4) 郵便番号 〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (5) 秋田県建設交通部営繕課教育庁建築物班 電話 〇一八 八六〇 二五八五
 - (6) 契約条項を示す場所
 - (7) (1)に掲げる場所
 - (8) 入札説明書の交付期間及び場所
- (三) 平成十四年十二月二十四日から平成十五年一月二十八日までの日曜日、土曜日

及び祝日を除く毎日午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに(一)に掲げる場所で交付する。

(四) 競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)並びに特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書及び特定建設工事共同企業体協定書の提出期限、場所及び方法
平成十四年十二月二十四日から平成十五年一月九日午後五時までに(一)に掲げる場所に持参の上、一部提出すること。

(五) 入札及び開札の日時及び場所
平成十五年一月二十九日午後二時三十分 秋田県庁第二庁舎六階 六一会議室
(秋田市山王三丁目一番一号)

(六) 郵便による入札
郵送により入札書を提出する場合は、入札に係る工事名及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明書付書留郵便により、平成十五年一月二十八日午後五時までに、(一)に掲げる場所に到着すること。
なお、電話及びファクシミリによる入札は認めない。

五 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 見積内訳明細書の提示

入札者は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書(設計図書における本工事費内訳書に準じた内容のものとする。)を提示すること。

なお、見積内訳明細書は、参考資料として提示を求めたものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条各号に掲げる入札又は申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該

契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ことができる。

入札保証金及び契約保証金 免除

手続における交渉の有無 無

契約書作成の要否 要

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(五) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随

(六) 意契約により締結する予定の有無 無

(七) 関連情報を入力するための照会窓口 四(一)に掲げる部局

(八) この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

(九) その他の詳細は、入札説明書にみる。

五 概要

Summary

1 Subject matter of the contract: Construction work of Akita prefectural Unified Secondary School (Southern Akita District) Area B

2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M. 9 January 2003

3 The date and time for the submission of tender: 2:30 P.M. 29 January 2003 (By mail, tenders must be submitted by: 5:00 P.M. 28 January 2003)

4 Contact point for:

(1) tender documentation concerning general affairs: Facility Maintenance Office, General Affairs Division, Akita Prefectural Board of Education, 3-1-1 Sanno, Akita City, Akita, 010-8580, JAPAN, TEL 018-860-5116

(2) tender documentation concerning blueprints: Architecture Division, Department of Public Works, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita 010-8570, JAPAN, TEL 018-860-2585

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七条の六第一項の規定によ

り、公告する。
平成十四年十二月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 工事名 秋田県立中高一貫教育校(県南地区) 建築工事C工区
 - (二) 工事場所 横手市大沢地内
 - (三) 工事内容
 - (一) 構造 鉄筋コンクリート造一部木造地上二階建て
 - (二) 延床面積 五千六十五平方メートル
 - (四) 工期 平成十六年三月十日まで
 - (五) 使用する主要な資機材
 - (一) コンクリート 五千八百五十立方メートル
 - (二) 鉄筋 九百四十七トン
 - (三) 鉄骨 四十三トン
 - (四) 普通型枠 一万八千三百七十七平方メートル
 - (五) 打放型枠 六千六百八十六平方メートル
 - (二) 予定価格 十億六千八百六十七千円(消費税及び地方消費税を含む。)
 - (三) 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 共同企業体に関する要件
 - (1) 本工事は特定建設工事共同企業体での共同施工とする。
 - (2) 共同企業体の結成は、(二)から(四)に定める構成員の資格を満たす者二者による自主結成とする。
 - (3) 共同企業体の各構成員の出資比率は十分の二以上とし、そのうち代表者の出資比率は構成員中最大とする。
 - (二) 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - (2) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - (3) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を、入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間受けていないこと。
 - (4) 秋田県一般競争入札参加者名簿の建築一式工事に登録されていること。
 - (三) 特定建設工事共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知

書)の建築一式工事の総合評点が九百点以上であること。

- (2) 平成四年四月一日以降に、元請けとして、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積四千平方メートル以上の建築物の工事を施工した実績を有すること(特定建設工事共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。)
- (3) 次に掲げる基準を満たす者を、本工事に専任で配置できること。
 - ア 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証(建築工事)を有する者であること。
 - イ 平成四年四月一日以降に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積千五百平方メートル以上の建築物の工事において現場代理人、主任技術者又は監理技術者として専任で従事した経験を有する者であること。
- (四) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 構成員は建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の建築一式工事の総合評点が八百六十点以上であること。
 - (2) 平成四年四月一日以降に、元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積千五百平方メートル以上の建築物の工事を施工した実績を有すること(特定建設工事共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。)
 - (3) 次に掲げる基準を満たす者を、本工事に専任で配置できること。
 - ア 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証(建築工事)を有する者であること。
 - イ 平成四年四月一日以降に、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積千平方メートル以上の建築物の工事において現場代理人、主任技術者又は監理技術者として専任で従事した経験を有する者であること。
- (五) 特定建設工事共同企業体の構成員は、当該特定建設工事共同企業体以外の特定建設工事共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。

四 入札手続等

- (一) 一般的事項
 - 郵便番号 〇一〇 八五八〇 秋田市山王三丁目一番一号
 - 秋田県教育庁総務課施設整備室施設班 電話 〇一八 八六〇 五一一六

(2) 設計図書に関する事項

郵便番号 〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県建設交通部管轄課教育庁建築物班 電話 〇一八 八六〇 二五八五

(二) 契約条項を示す場所

(一)に掲げる場所

(三) 入札説明書の交付期間及び場所

平成十四年十二月二十四日から平成十五年一月二十八日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに(一)に掲げる場所で交付する。

(四) 競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)並びに特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書及び特定建設工事共同企業体協定書の提出期限、場所及び方法

平成十四年十二月二十四日から平成十五年一月九日午後五時までに(一)に掲げる場所に持参の上、一部提出すること。

(五) 入札及び開札の日時及び場所

平成十五年一月二十九日午後三時三十分 秋田県庁第二庁舎六階 六二会議室(秋田市山王三丁目一番一号)

(六) 郵便による入札

郵送により入札書を提出する場合は、入札に係る工事名及び開札日を記載し、入札書中の旨を朱書きの上、配達証明書付書留郵便により、平成十五年一月二十八日午後五時までに、(一)に掲げる場所に到着すること。

なお、電話及びフアクシミリによる入札は認めない。

五 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 見積内訳明細書の提示

入札者は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書(設計図書における本工事費内訳書に準じた内容のものとする。)を提示すること。

なお、見積内訳明細書は、参考資料として提示を求めたものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条各号に掲げる入札又は申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。が、あ

(五) 入札保証金及び契約保証金 免除

手続における交渉の有無 無

契約書作成の要否 要

(六) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(七) 関連情報を入手するための照会窓口 (一)に掲げる部局

(八) この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

(九) その他の詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

1 Subject matter of the contract : Construction work of Akita prefectural

Unified Secondary School (Southern Akita District) Area C

2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 P.M. 9 January 2003

3 The date and time for the submission of tender : 3:30 P.M. 29 January 2003 (By mail, tenders must be submitted by : 5:00 P.M. 28 January 2003)

4 Contact point for :

(1) tender documentation concerning general affairs : Facility Maintenance

Office, General Affairs Division, Akita Prefectural Board of Education,

3-1-1 Sanno, Akita City, Akita, 010-8580, JAPAN, TEL 018-860-

5116
 (2) tender documentation concerning blueprints : Architecture Division ,
 Department of Public Works , Akita Prefectural Government , 4-1-1
 Sanno , Akita City , Akita 010-8570 , JAPAN , TEL 018-860-2585

教育委員会規則

秋田県立特殊教育学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十四年十二月二十日

秋田県教育委員会委員長 米田愛治

秋田県教育委員会規則第十九号

秋田県立特殊教育学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立特殊教育学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「七月二十六日」を「七月二十三日」に改め、同項第六号中「一月十六日」を「一月十三日」に改める。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十四年十二月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

三分の一の数 八百七十四

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄